

生駒高校野球部O B会会則

(名 称)

第1条 この会の名称を、生駒高校野球部O B会（以下「O B会」という。）とする。

(目 的)

第2条 本O B会は、奈良県立生駒高校野球部を支援すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 本O B会は、奈良県立生駒高校野球部のO B及び関係者によって構成する。

(会 費)

第4条 本O B会の会費は、年額3, 000円を毎年11月末までに納入するものとする。

(総 会)

第5条 本O B会の定時総会は、毎年12月に会長が招集する。ただし、役員は必要と認めた場合は会長に申し出て、臨時総会の招集を請求することができる。

(役員会)

第6条 本O B会の役員会は、必要に応じて、随時会長が招集するものとする。

(決 議)

第7条 本O B会の総会、役員会の決議はその過半数をもって行うものとし、可否同数の場合、それぞれの総会ないし役員会の議長が決するものとする。

(役 員)

第8条 本O B会には次の役員を置く。会長1名、副会長2名、会計2名、会計監査2名、理事各学年1名、事務局長1名、事務局員5～8名の役員を置くものとする。

2. 役員は定時総会において会員より選出し、会長は役員の中から選出するものとする。
3. 役員の任期は2年とするが、再任を妨げないものとする。

第9条 本O B会には顧問を若干名置くことができる。顧問は会長の諮問に応ずる。

顧問は理事の推戴により会長が委嘱する。

(役員の任務)

第10条 本O B会役員は次の任務を担当する。

- ① 会長は、本O B会を代表し、会の運営について総合的な責任を持つ。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには代わって会の運営に当たる。
- ③ 理事は、会の業務を遂行し、会員とO B会との相互連絡に当たる。
- ④ 会計は、本O B会の収支決算を担当し、各会計年度の予算を決定し、決算を行う。

⑤ 会計監査は、本OB会の会計を監査する。

(行事および会務)

第11条 本OB会は、第2条の目的を達成するために必要な行事および会務を行う。

2. 行事および会務は役員の過半数をもって決定する。

(会計)

第12条 本OB会の会計年度は、毎年12月1日より翌年11月末日までとする。

2. 決算は会計が行い、会計監査を受けなければならない。
3. 決算および予算は、総会において承認を得るものとする。

(事務局)

第13条 本OB会の事務局を会長の住所に置く。

2. 事務局内に事務局長をおき、会務をとる。
3. 事務局長は役員会が指名する。

(罰則)

第14条 この会則に反し、著しく名誉を毀損した者は、役員会の承認を得て総会にはかり、除名するものとする。

(附則)

第15条 この会則の改廃は、役員会の決議を得て総会において承認を得るものとする。

(規定に定めない事項)

第16条 この会則に定めない事項については、役員会で決定できるものとする。

(施行日)

第17条 この会則は、平成13年7月1日から施行する。

平成18年12月23日 一部改正。

平成29年12月 9日 一部改正